

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令
〔農林水産五三〕

〔告示〕

○日本国に帰化を許可する件
〔法務四二五〕

○核物質の防護に関する条約の改正のセネガル共和国による批准に関する件〔外務三二四〕

○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件
〔農林水産一四〇七〕

○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件
〔同一四〇八〕

○出願公表後に名称変更がなされた件
〔同一四〇九〕

○少数生産車の型式を承認した件
〔経済産業・国土交通・環境九七〕

○成瀬ダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件〔国土交通八二二〕

○特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件〔同八二三〕
○水先人に免許を与えた件〔同八二四〕
○道路に関する件
〔九州地方整備局一五六〕

〔人事異動〕

海上保安庁

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

船員の特定最低賃金の改正の決定に關し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示
〔北陸信越地方交通審議会〕

〔公 告〕

諸事項

官庁

押収物還付、隊員の懲戒処分、退職手当支給制限処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

会社その他

省 令

○農林水産省令第五十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月十二日

農林水産大臣 齋藤 健

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第五条の三（略）</p> <p>2 前項の規定において「労働に関する法令」とは、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。</p>	<p>第五条の三（略）</p> <p>2 前項の規定において「労働に関する法令」とは、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。</p>

附 則

この省令は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の施行の日（平成二十九年十一月一日）から施行する。